

月額制会計年度任用職員募集要項

↓電子申込はこちらから↓

(高槻市手話通訳者業務従事職員)

令和8年1月

高 槻 市



高槻市では手話通訳者業務従事職員（パートタイム会計年度任用職員）の採用候補者試験をこの要項のとおり実施します。

受付期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金）

（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

試験日：2月下旬（申込受付期間終了後、個別に相談）

試験内容：個人面接及び実技試験

1 募集職種、募集人数及び応募資格

募集職種	募集人数	応募資格 下記A、Bいずれかの要件を満たす人
手話通訳者 業務従事職員 (月額制会計年度 任用職員)	1名	A:厚生労働大臣が認定する手話通訳士の資格を有する人 B:高槻市または都道府県等で手話通訳者の登録を受けている人

2 任用について

（1）任用期間

1年以内とし、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）は超えないものとします。

※ 採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。

※ 業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。

（2）その他

- ① 本職は常勤職員としての採用につながるものではありません。
- ② 国籍、学歴は問いません。
- ③ 地方公務員法第16条に定める次の欠格条項に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条抜粋

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

(1)任用期間	<p>最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、おおむね令和8年4月1日以降に勤務していただく予定です。</p> <p>※採用後1か月間は条件付採用となります。勤務成績が良好な場合、正式採用されます。</p> <p>※任用期間は1年以内です。業務の必要性や勤務成績に基づき、5年を超えない範囲内で再度の任用を行う場合があります。</p>
(2)勤務地	高槻市役所 障がい福祉課
(3)業務内容	<p>(1) 窓口および庁内を中心とした手話通訳</p> <p>(2) 意思疎通支援事業のコーディネート</p> <p>(3) その他障がい福祉課業務に関する事務（手話通訳以外のものも含む）</p> <ul style="list-style-type: none">・窓口応対、電話応対・Microsoft Office Word や Microsoft Office Excel などによる OA 作業・書類検査 など
(4)報酬	<p>高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定により定められた額を支給します。</p> <p>月額報酬 182,497円（予定）</p> <p>※再度の任用を行う場合、昇給制度があります。</p> <p>※この他通勤費相当額（上限あり）が支給されます。</p> <p>※今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。</p>
(5)賞与	<p>期末・勤勉手当 年間4.65月分支給</p> <p>※支給は年2回、ただし任用初年度は年間3.0225月分</p>
(6)社会保険	厚生年金、健康保険、雇用保険に加入します。
(7)災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
(8)勤務日	月曜日から金曜日のうち、週4日
(9)勤務時間等	午前9時00分から午後5時15分（週29時間）。1日7時間15分勤務、休憩1時間。 ※時間外勤務を命じる場合があります。
(10)休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※休日に勤務を命じる場合があります。
(11)休暇	年次有給休暇のほか、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇などの休暇があります。
(12)服務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）

4 受験手続

受付期間	令和8年2月2日（月）～令和8年2月13日（金） 午前8時45分～午後5時15分 ※土日祝を除く
申込方法	次の書類に必要事項を記入し、受付期間内に持参または郵送（簡易書留）にて提出してください。 簡易電子申込サービスでの申込も受け付けております。（24時間申込可能）
提出書類	① 別紙「試験申込書」 ② 応募資格確認書類（手話通訳士の資格証の写し または 手話通訳者登録証の写し） ③ その他各種資格の証明書等の写し ※顔写真（6ヶ月以内に撮影 正面・脱帽 裏面に氏名記入）を貼付して下さい。 ※受理した提出書類は、一切お返しできません。
申込先（申込受付会場）	高槻市役所 本館1階 障がい福祉課 13番窓口
その他の	身体等の事情により受験に際し配慮が必要な場合は、可能な範囲で対応いたしますので申込受付時にお知らせください。

5 試験日時及び受付場所等

日 時	申込受付後、個別に相談
試験内容	面接試験及び実技試験
試験会場	高槻市役所 または 近隣会議室等（個別に相談）
持 物	後日送付する通知文

6 合格発表

試験の合否については、合否にかかわらず本人あてに通知します。

7 その他注意事項

- (1) 本市からの発送物は申込書に記載された現住所宛に送付します。
- (2) 申込書に記載された情報は、当該採用候補者試験の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (3) 試験当日は、必ず指定する時間までに集合してください。また、自動車での来場はご遠慮ください。
- (4) この募集要項、申込用紙等は、市ホームページからもダウンロードできます。
- (5) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

8 問合せ先

高槻市 健康福祉部 障がい福祉課 （高槻市役所本館1階）

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 Tel. 072-674-7164 担当者：濱田、藤本